

白井市第2次地域福祉計画（案）に関するパブリック・コメント結果

市民意見の概要	意見に対する市の考え方
1 今後地域福祉活動の中心となる社協との連携は両輪のように進んでいかなければ白井の福祉の活性化は図られないでしょう。 ぜひとも社協の「第4次白井市地域福祉活動計画」に連動する計画となるように協議を進めていただきたい。	「地域福祉活動計画」は本計画の体系の中で、市が策定する個別計画同様、地域福祉を推進するうえで重要な役割を担う計画として位置づけています。 このことから、市社会福祉協議会とはそれぞれの計画の策定段階から双方で連動する計画となるよう協議を進めています。 【その他】
2 地域福祉計画が日常的に助けあい支えあいながら住み慣れた地域で心豊かに安心して住めるための計画であれば、IADLの把握がしっかりできなければ計画の向上に繋がっていかないことから、連動する白井市第5次総合計画にある小学校区単位の“まちづくり協議会”を明記しておく必要があると思います。	小学校区単位の「まちづくり協議会の設立の推進」については、第5次総合計画において目標実現に向けた取り組みとして記載されています。 本計画においても、「まちづくり協議会」という言葉は使用していませんが、P28の「(3) 地域福祉への市民参加の促進」の「③地域福祉に関する協力連携の拡充」において、「小学校区を単位とした市民・団体・事業者などが横断的に協力・連携体制の構築を進める」ものとして記載しているところです。 【参 考】
3 P9「地域の人にしてほしいこと」について答えた方は要介護3以上（要介護3・4・5）の市民という事ですが、それは全てご本人の意思による回答なのでしょうか。もし、ご本人以外の方が答えているケースもあるのなら、それをきちんと明記した方がいいと思います。「してほしいこと」がご本人のものか家族のものなのかで、選択肢が変わってくることも考えられますので、その点を明確に表記してほしいと思います。	P9の「◇地域の中で高齢者にできること・してほしいこと」の調査結果については、「第6期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画に係るアンケート調査（平成26年）」の調査結果から引用したのですが、当該アンケート調査は、実施段階において、本人の回答または家族の方やケアマネージャーなどが本人の意向を確認したうえで、記入していただくようお願いしています。 【その他】

市民意見の概要	意見に対する市の考え方
4 P4 に「地域福祉計画とは」ということで計画の主旨が載っていますが、「地域福祉」自体の説明が少なすぎるように思います。地域福祉計画の策定の初めに、小学校単位の地区ごとに住民意見交換会が開催されました。その時には地域福祉についてわかりやすくまとめられた資料をいただきましたが、残念なことに全体を通して参加者が少ないものでした。「地域福祉」という共通認識を市民と図るために、その時の資料を計画書に掲載してはいかがかと思います。	本計画の目指す姿である「ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち」の実現に向けて、市民・事業者と行政が連携・協力して推進していくこととしており、地域福祉について市民や事業者の皆さんに理解していただくことは大変重要と考えますので、意見交換会の資料等を整理したうえで、地域福祉についての考え方を資料編において示してまいります。 【参 考】
5 平成 27 年 7 月 23 日に開催された政策会議の議事録より「4. 計画に盛り込むべき事項」の中の「(2) 生活困窮者自立支援法に基づく新制度の実施にあたり、下記事項を盛り込みます。」の以下 3 点について、この計画案の中のどこに載っているのかわかりづらく感じました。 ・生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項 ・生活困窮者の把握等に関する事項 ・生活困窮者の自立支援に関する事項	生活困窮者自立支援法に関連する内容については、P23 の基本方針「Ⅳ-5 地域福祉」の「(5) 生活困窮者に対する支援」で生活困窮者の自立支援方策の位置づけや、関係機関・地域との連携について明記しています。 生活困窮者の把握等に関する事項及び生活困窮者の自立支援に関する事項については、P29 の「(5) 生活困窮者に対する支援」において、「①生活困窮者の早期発見と早期支援の体制づくり」、「②自立支援対策の充実」、「③子どもや・若者に対する支援の充実」として明記しています。 【既記載】